

事務連絡
令和3年1月25日

一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中

厚生労働省医政局総務課
健康局結核感染症課

新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援の見直しについて

日頃より、新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援（重症者病床数×1500万円、その他病床数×450万円など）について、12月25日に閣議決定された予備費を活用して実施しており、1月7日には新規病床への補助額の加算を行うこととして、貴法人にも、受入病床の更なる確保の協力依頼をさせていただいたところです。

今般、入院受入医療機関への緊急支援について、使い勝手をさらによくするため、従前から勤務する職員の基本給も、当該職員の処遇改善を行う場合は補助対象経費とすることとしましたので、改めてご連絡いたします。

なお、新型コロナ対応手当の額（一日ごとの手当、特別賞与、一時金等）、支給する職員の範囲（コロナ病棟に限られず、例えば外来部門、検査部門等であっても、新型コロナ患者等の対応を行う医療従事者（事務職員等も含む）は対象となり得ます）は、治療への関与や院内感染・クラスター防止の取組への貢献の度合い等を考慮しつつ、医療機関が決定することとしています。

今般の見直しを反映した概要資料、リーフレット等を送付しますので、改めて関係者に共有いただきますようよろしくお願いいたします。

※ 申請書、申請方法等の詳細は、厚生労働省ホームページ(以下の URL)をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index_00015.html

添付資料

- 概要資料
- 医療機関向けのリーフレット
- 医療機関向けの案内文書
- Q&A